

おしらせ

おしらせ

譲渡所得申告相談

■対象は45年中に譲渡所得のあつた人。■相談日は2月19日から3月15日まで。■会場は富士税務署。■申告、納付の期限は3月15日で、期限後になると余分な税金がつきますからご注意ください。

設備近代化資金を貸付け

■設備貸与を受けられる資格は・県内で引き続き1年以上現在の事業を営み事業税を完納していること・従業員数が原則として20人以下であること・その年度に設備近代化資金の貸付けを受けていないことなど。■貸与額の限度は1企業当り20万円以上600万円以下。■貸与の方法は買得予約付貸借契約による割賦販売。■貸与期間は原則として4年6ヵ月。■貸与損料は年利率5割(半年毎の前払)。■保証人は借受人に代つて支払能力のある連帯保証人2人以上(法人の場合1人は役員の個人保証)■申込みは3月15日まで。■申込み窓口は商工会議所、商工会(商工組合、事業協同組合の組合員は組合を経由)。くわしくは市商工課、申込み窓口でお問い合わせください。

入札など参加願受付け

■昭和46年度の物品や工事などの入札、見積合せの参加願の受付けを行なっています。■参加を希望する業者は3月20日までに参加願を提出してください。■申込み先は市総務部管財課契約係へ。

太平洋戦争で、戦没された軍人軍属の方々の死亡場所は、当時死亡公報で遺族に通知されましたが、中には軍の機密保持などの特殊な事情から死亡場所を明らかにしなかった時期がありました。

このたび国、県、下などが協力して死亡場所をこまかく調査し、ご遺族にお知らせすることになりました。この対象となる戦没者は、次の間に死亡公報がされた方です。

- ・旧陸軍関係 昭和二十年一月一日から昭和二十一年六月十四日まで
- ・旧海軍関係 昭和十七年二月三日から昭和二十二年四月三十日まで

遺族の方で戦没者の死亡場所の細部を知りたい方は、戦没者の氏名、生年月日、戦没者の本籍、所属部隊身分、階級、死亡年月日、死亡場所のわかる資料(死亡公報)を持参し市福祉事務所社会係で手続きしてください。

戦没者の死亡場所を知らせます

市県民税確定申告受付け

市民税課は、昭和45年分の市県民税の申告受付けを次の日程で行ないます。なお、所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告は必要ありません。また給与所得のある人は、源泉徴収票を勤務先から受取つて必ず添付してください。

- ・2月15日から3月15日 市役所3階市民税課(日曜日を除く)
- ・2月18日、19日 元吉原公民館
- ・2月18日、19日、20日 岩松公民館
- ・2月22日、23日 須津公民館 中丸公会堂
- ・2月24日、25日 吉永公民館 田子浦公民館
- ・2月26日、27日(午前中) 大淵公民館
- ・3月1日、2日 原田公民館
- ・3月3日から15日 旧富士事務所 旧鷹岡事務所(土曜日午後、日曜日を除く)

貿易相談所を開設

■対象は市内の工場、事業所。■相談日は毎月第2水曜日の午後2時から4時まで。■相談場所は商工会議所富士支所(電話 61-4055)。■相談は輸出入と特惠関税供与などの問題について。

確定申告と納税相談

■会場は富士税務署。■相談日は2月26日から3月15日まで。■納税相談を早くすませるために、所得金額から差引かれる全額で、社会保険料控除(国民健康保険料、国民年金など)、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除はあらかじめ記入し相談におでかけください。

電話五一一〇二二三

電話五一一〇二二三